

第3回 「介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)」についての説明会

平成28年1月26～30日 船橋市介護保険課

本日の内容

1. はじめに (p3～15)
2. 船橋市が実施するサービス事業について (p16～40)
3. 必要となる事務について (p41～)
4. 質疑応答

1. はじめに

3

船橋市の状況

- 要介護(支援)認定者数は2万3千人 →10年後は1.8倍
- 65歳以上高齢者のうち、要介護(支援)認定者は、
16% (6人に1人)→10年後は25%(4人に1人)
- 介護保険料は1人月額5千円(平均) →10年後は1.5倍

	現在(平成27年)
人口	63万人
要介護(要支援)認定者	2万3千人
65歳以上の人口	14万人
75歳以上の人口	6万人
保険給付費	340億円
介護保険料(月額)	5,000円(4,960円)



10年後(平成37年)
65～66万人
4万人
15万5千人
9万5千人
530億円
7,400円

(船橋市第6期介護保険事業計画より・数値は概数)

4

地域包括ケアシステム①

(背景)

- 平成37年には、団塊の世代が75歳以上に(「2025年問題」)

【参考】65～74歳は要介護(支援)認定率4.3%、75歳以上は29.6%

(平成26年度末・船橋市)

- 1人暮らし世帯・高齢者のみ世帯の増加
- 生活支援ニーズの拡大 ●サービスの担い手不足
- 介護保険給付費の増大 ●介護予防の必要性の高まり

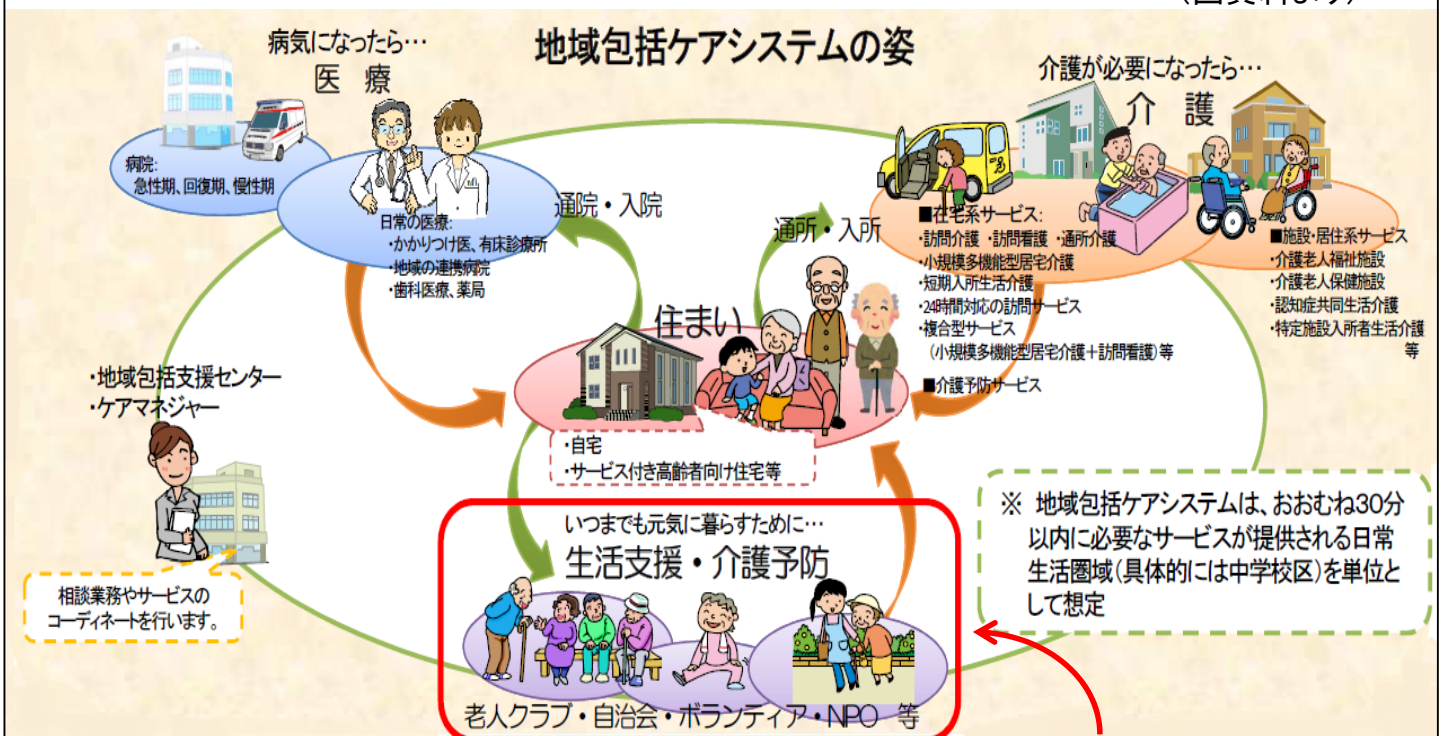
➡ 「地域包括ケアシステム」の構築が重要課題に

介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に合わせて「介護」「予防」「医療」「住まい」「生活支援」を一体的に提供する支援体制のこと

5

地域包括ケアシステム②

(国資料より)



「総合事業」の分野

6

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)①

- 平成27年4月の制度改正において、地域支援事業の内容が見直され、市町村は「**介護予防・日常生活支援総合事業**」(以下、「総合事業」といいます。)を実施することとされた。(介護保険法第115条の45第1項)

～ 市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

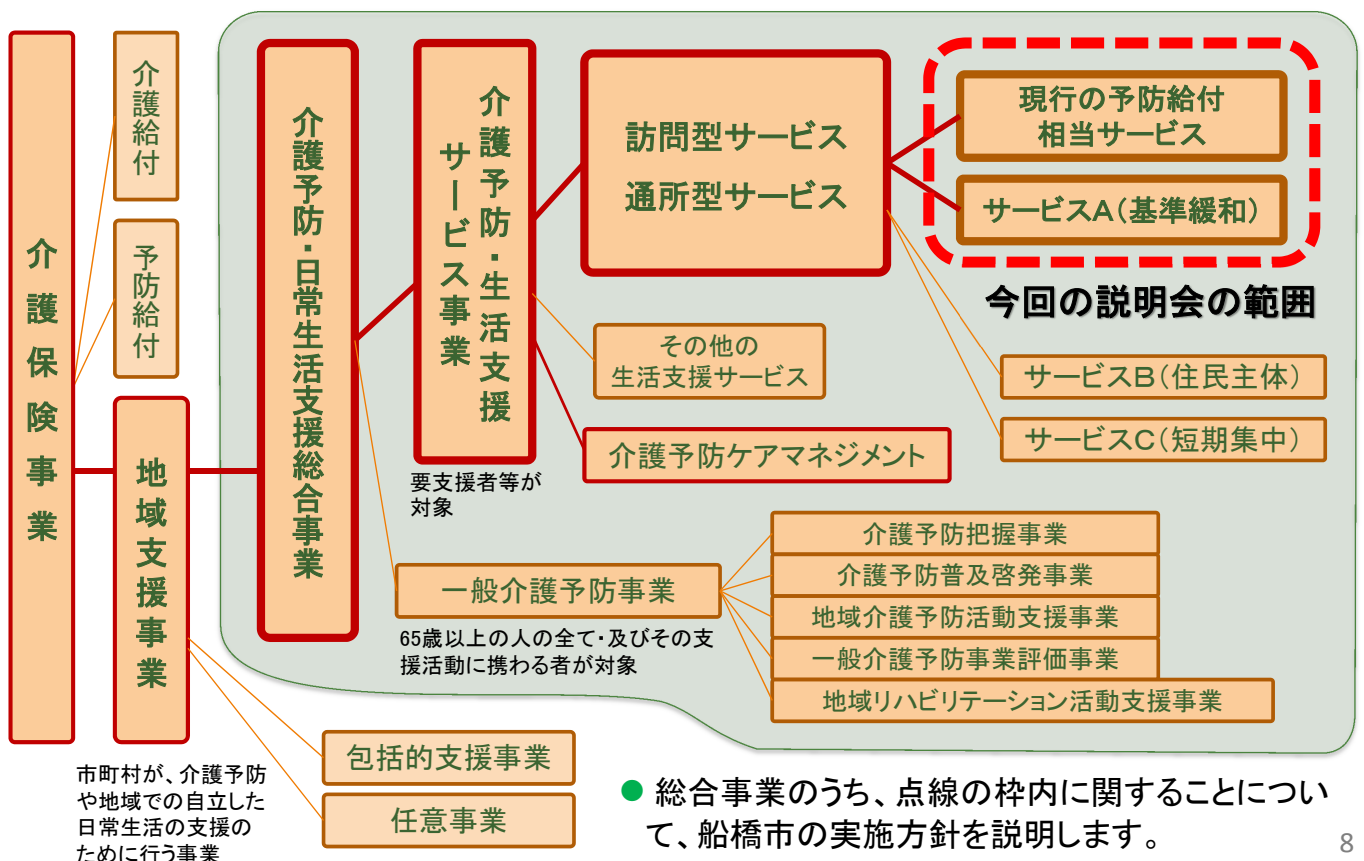
総合事業
の
考え方

- 多くの元気な高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となること
- 地域で社会参加できる機会を増やすことが、介護予防につながっていくこと

『支え合いの地域づくり』『地域づくりによる介護予防』の推進

7

介護予防・日常生活支援総合事業② ～事業の構成



8

サービス事業に係る制度改革の内容

● サービスの多様化

- ― 要支援者に対する予防給付のうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、地域支援事業へ移行

→ 総合事業における「訪問型サービス」「通所型サービス」として実施。

- ― 国が一律に基準と報酬を定めている予防給付と異なり、市町村が、地域の実情に応じて多様なサービスを実施することが可能に。

● サービス利用方法の追加

- ― 要介護(要支援)認定によらず、「基本チェックリスト」の実施によりサービス利用が可能に

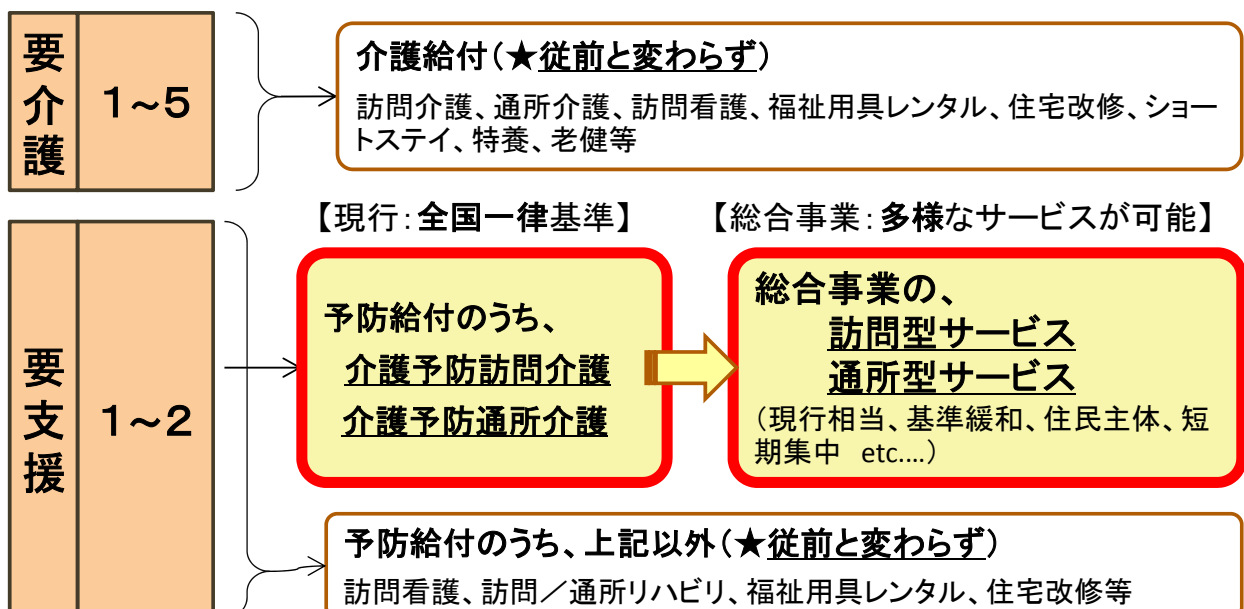
● 事業費の上限設定

- ― 移行前の実績額×75歳以上人口の伸び率が、総合事業の事業費上限となる。

9

サービスの多様化① ～予防給付の一部が、地域支援事業へ移行

- 要支援認定者に対する予防給付の一部(訪問介護と通所介護のみ)が、「総合事業」に移行
- 全国一律の「給付」から、市町村が地域の実情に応じて取り組む「事業」になることで、市町村の裁量が拡大。(介護保険制度内という点は同じ。財源も同じ。)



10

サービスの多様化②

● 多様なサービスの例(国が典型例として提示)

- 現行の予防給付相当のサービス
- 市町村が独自に基準を緩和したサービス
 - ・ 人員基準等を緩和して、その分単価を下げたもの
- 住民主体(ボランティア団体等)による支援

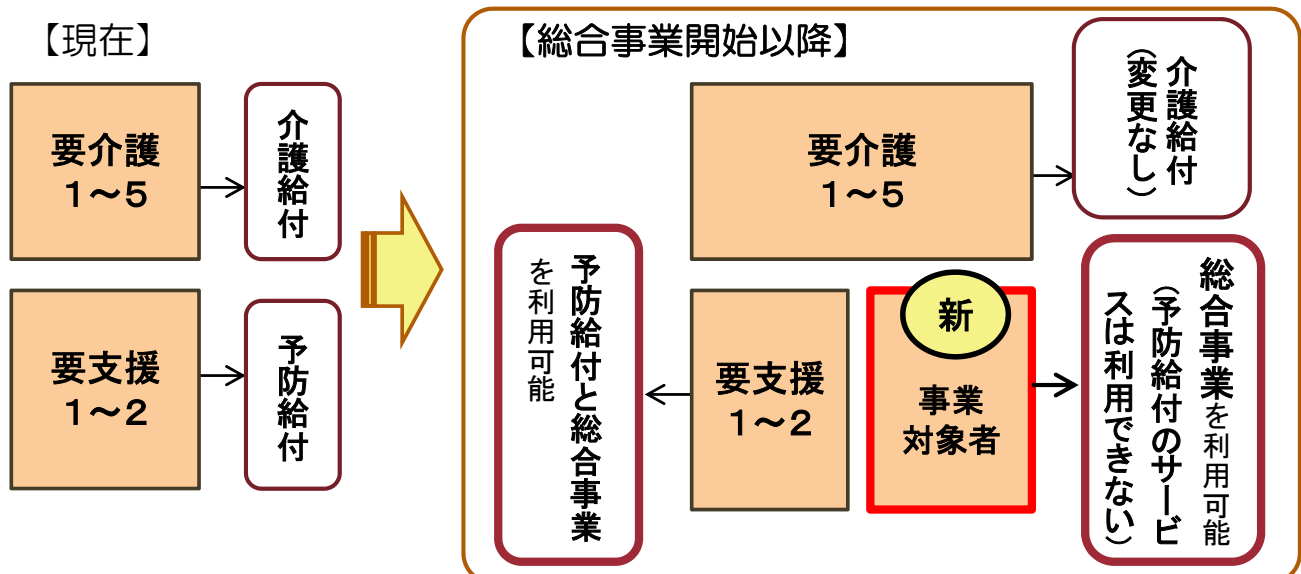
高
↑
費用
↓
低

➡ 要支援認定者の心身の状況は多様であることから、
現行の予防給付に相当するサービスに加え、比較的費用の
低い多様なサービスを創設し、利用者の選択肢を増やすこと
で、より効果的に、また結果として費用を抑えた形でサービス
が提供されるもの。

11

事業の対象者①

- 総合事業のサービス(のみ)を利用する場合には、要支援認定によるほか、地域包括支援センター・在宅介護支援センターで対面により基本チェックリストの判定を受け、「事業対象者」(要支援相当の者)となることによっても、利用が可能に。



※要支援認定の満了者が、認定申請を行わずに基本チェックリストによりサービス利用を希望し、地域包括支援センターより介護予防支援の委託を受けている場合は、その居宅介護支援事業所が基本チェックリストを実施。

12

事業の対象者②～基本チェックリスト

基本チェックリスト(厚生労働省作成)		
No	質問項目	回答
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい 1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい 1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい 1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい 1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい 1. いいえ
No. 1～5の合計		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい 1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい 1. いいえ
8	15分間位続けて歩いていますか	0. はい 1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい 0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい 0. いいえ
No. 6～10の合計		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい 0. いいえ
12	身長(cm) 体重(kg) (* BMI 18.5未満なら該当) * BMI(=体重(kg):身長(m):身長(m))	1. はい 0. いいえ
No. 11～12の合計		
13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	1. はい 0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい 0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい 0. いいえ
No. 13～15の合計		
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい 1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい 0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると云われますか	1. はい 0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい 1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい 0. いいえ
No. 16～20の合計		
No. 1～20までの合計		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい 0. いいえ
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい 0. いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい 0. いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい 0. いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい 0. いいえ

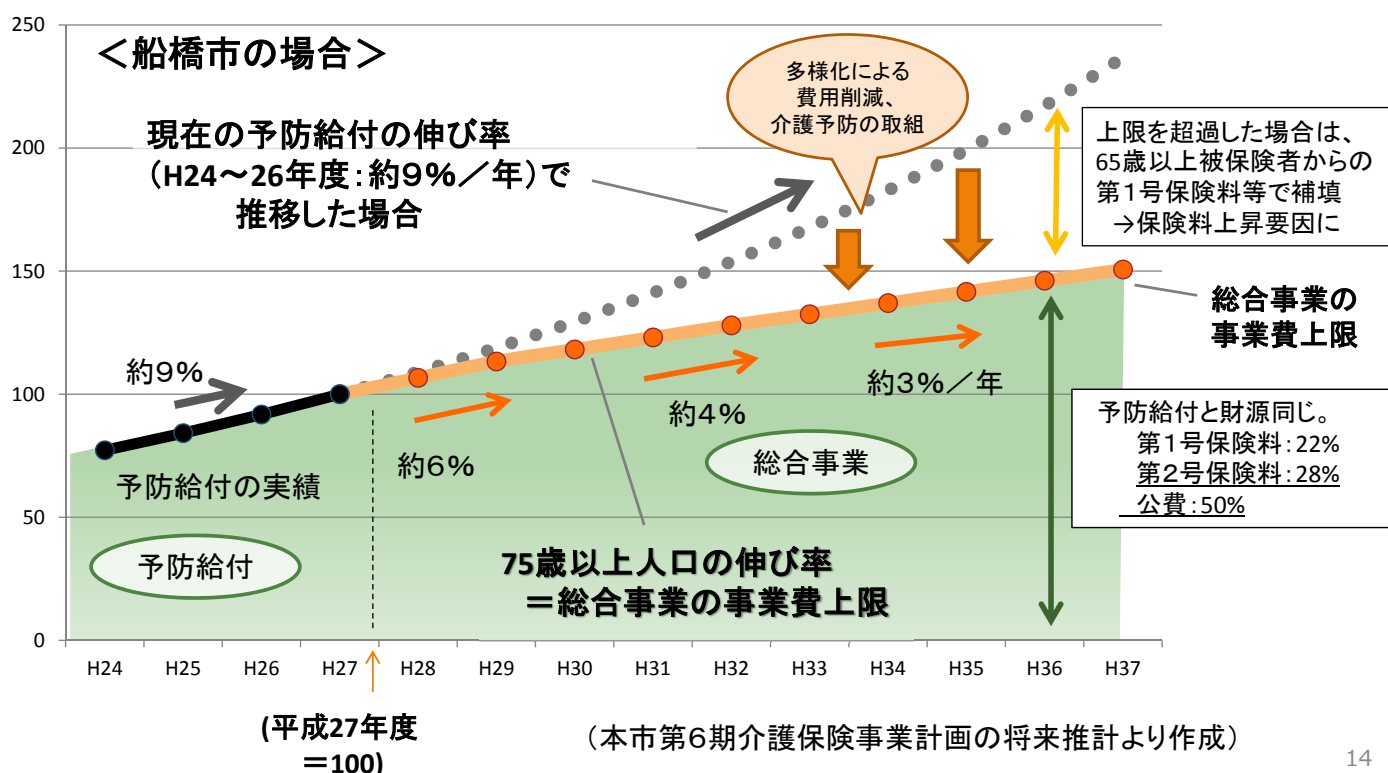
←このような25項目のチェックリストを対面で実施し、「事業対象者」(要支援相当の者)と判定されることで、認定の手続きを経ずに、簡便・迅速に総合事業のサービスを利用することが可能となる。

- この場合でも、要支援認定を受けた場合と同様に、地域包括支援センター等が実施するケアマネジメントの過程で、必要なサービスが決定される。

13

事業費の上限

「総合事業費の伸び率≦75歳以上人口の伸び率」となるよう事業を実施しなければならない。



14

総合事業の開始時期について

- 総合事業は、市町村ごとに、平成29年4月までに開始することとされている。

→船橋市においては、平成28年3月1日より実施します。

（当初は、平成28年4月1日の開始予定でしたが、財政的な観点から、議会での議決を経て、開始時期を1か月早めることといたしました。）

2. 船橋市が実施する サービス事業について

サービスの類型①(国の例示・訪問型サービス)

訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

1件(1人)あたり単価により算定

活動に対する間接補助

(直営・委託)

17

サービスの類型②(国の例示・通所型サービス)

通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス	
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

1件(1人)あたり単価により算定

活動に対する間接補助

(直営・委託)

18

船橋市におけるサービス事業の実施について①

- 現行の予防給付に相当するサービスは、現行の基準・単価水準を維持し、実施。
- 訪問型・通所型ともに、市独自に基準を緩和したサービス(サービスA)を実施。
- 現行の2次予防事業を拡充し、短期集中型のサービスCとして実施予定。
- 住民主体の支援活動に対する補助(サービスB・D)は、将来的な実施を目指し検討。

	現行相当	サービスA (基準緩和)	サービスB (住民主体の活動へ補助)	サービスC (短期集中型)	サービスD (住民主体の移動支援活動へ補助)
訪問型	◎ 現行基準を維持し実施	◎ 人員基準を緩和し、実施	△ 実施に向けて検討	○ 二次予防事業を拡充し、実施予定	△ 実施に向けて検討
通所型	◎ 現行基準を維持し実施	◎ 人員・設備基準等を緩和し、実施	△ 実施に向けて検討	○ 二次予防事業を拡充し、実施予定	

今回は、この分野の説明になります。

19

船橋市におけるサービス事業の実施について②

- 船橋市では、下記の通り、現行相当サービス2種類、市独自の基準緩和型サービスを3種類実施します。

類型		サービス名	説明	開始時期	単価水準
訪問型	予防給付に相当するサービス(国基準) 【現行相当サービス】	介護予防訪問型サービス	現行の介護予防訪問介護に相当するサービス	H28.3月	予防給付と同じ
	基準を緩和したサービス(市独自基準) 【サービスA】	介護予防生活支援サービス	人員基準を緩和。要支援相当者に対する生活援助を提供	H28.4月	予防給付の90%水準
通所型	予防給付に相当するサービス(国基準) 【現行相当サービス】	介護予防通所型サービス	現行の介護予防通所介護に相当するサービス	H28.3月	予防給付と同じ
	基準を緩和したサービス(市独自基準) 【サービスA】	介護予防運動機能向上 デイサービス	機能訓練指導員による機能訓練を含む短時間型サービス	H28.7月	予防給付の80%水準
		介護予防ミニデイサービス	体操やレクリエーション等による介護予防のための通所型サービス	H28.7月	予防給付の75%水準

20

訪問型サービスの基準①

※介護予防生活支援サービスは、指定訪問介護事業者が、指定訪問介護事業と一体的に実施する。

名称	介護予防訪問型サービス	介護予防生活支援サービス
類型	現行相当サービス	訪問型サービスA
サービス内容	身体介護・生活援助 (指定介護予防訪問介護と同じ。)	生活援助 (指定介護予防訪問介護の対象となるサービス行為から身体介護を除いたもの。)
人員	・ 管理者 常勤・専従1以上	・ 管理者 常勤・専従1以上
	・ 訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護職員初任者研修修了者等】	・ 従事者 常勤換算 2.5以上 【資格要件:介護職員初任者研修修了者等 又は 市長が定める研修を修了した者(「船橋市認定ヘルパー」) 】
	・ サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上従事した介護職員初任者研修等修了者】	・ サービス提供責任者 常勤の従事者のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上従事した介護職員初任者研修等修了者】
設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画(事務室・相談スペース) ・必要な設備・備品	
運営	・ 個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	
サービス時間	目標の達成状況に応じて必要な程度の量(介護予防訪問介護の考え方と同じ)	

21

訪問型サービスの基準②

- 介護予防訪問型サービス(現行相当サービス)は、現行の介護予防訪問介護と同じ基準及び単価。
- 介護予防訪問介護の人員基準を緩和したサービス「介護予防生活支援サービス」を船橋市独自に創設。ヘルパー無資格者であっても、市が実施する研修を受講した「船橋市認定ヘルパー」であれば、要支援者及び事業対象者に対する生活援助を提供可能とする。
- 人員基準の緩和は、生活援助のサービスを提供する者に関する部分のみ。
- サービス提供責任者の基準は、介護予防訪問介護と同じ。
- (介護予防)訪問介護、介護予防訪問型サービスの管理者、訪問介護員、サービス提供責任者は、介護予防生活支援サービスの管理者、従事者、サービス提供責任者と、それぞれ業務に支障のない範囲で兼務可能とする。
- 介護予防生活支援サービスの開始当初においては、介護保険事業としての専門性を考慮し、指定訪問介護事業者が、指定訪問介護事業と一体的に実施するものとする。

22

訪問型サービスの単価

名称	介護予防訪問型サービス	介護予防生活支援サービス
類型	現行相当サービス	訪問型サービスA
算定単位	1月あたり	1回あたり
単価	事業対象者、要支援1・2の者 1, 168単位／月(週1回程度の利用) 2, 335単位／月(週2回程度の利用) 事業対象者、要支援2の者 3, 704単位／月(週2回を超える程度の利用) (介護予防生活支援サービスと併用するとき、下記1回あたり単価を算定可能とする) 事業対象者・要支援1・2 266単位(～4回／月) 270単位(5～8回／月) 事業対象者・要支援2 285単位(9～12回／月)	【週1回程度の利用】事業対象者、要支援1・2の者 239単位／回(1月に4回までの利用) 1, 167単位／月(1月に5回以上のとき) 【週2回程度の利用】事業対象者、要支援1・2の者 243単位／回(1月に5～8回の利用) 2, 187単位／月(1月に9回以上の利用) 【週2回を超える程度の利用】事業対象者・要支援2 257単位／回(1月に9～12回の利用) 3, 341単位／月(1月に13回以上の利用)
加算	初回加算 200単位 生活機能向上連携加算 100単位 介護職員処遇改善加算 ～8.6%	初回加算 200単位 介護職員処遇改善加算 ～8.6% (要件、加算率は現行と同じ。)
1単位あたりの単価	10.84円	
サービスコード	A1(みなし事業所)、A2	A2

23

船橋市認定ヘルパー養成研修

- 市が実施する「船橋市認定ヘルパー養成研修」の修了者に対し、「船橋市認定ヘルパー資格証」を発行します。事業者は修了者を「船橋市認定ヘルパー」として雇用し、介護予防生活支援サービスとして、要支援者等に対する生活援助を提供することができます。

(開催日程)

● 第1回

平成28年2月27日(土)～29日(月)

1日4時間×3日＝12時間

県合同庁舎 3階会議室

● 第2回

平成28年3月3日(木)～4日(金)

1日6時間×2日＝12時間

二和公民館 第1集会室

(各回 定員20名)

総合事業のヘルパーとして働いてみませんか

船橋市認定ヘルパー養成研修の受講者を募集

資格が無い人でも、市の研修を受けることで、総合事業のヘルパー(家事援助のみ)として働くことができます(4月から事業開始)。

〈日時〉①2月27日(土)～29日(月)各午前10時～午後3時30分 ②3月3日(木)、4日(金)各午前9時～

30分～午後5時※①②のいずれかを受講。内容は同じ 〈会場〉①県合同庁舎(湊町2) ②二和公民館 〈定員〉各先着20人 〈費用〉無料 〈申込み〉(公財)市福祉サービス公社 ☎436-2832へ

(広報ふなばしに掲載 平成28年1月15日号)

★「介護予防生活支援サービス」の実施を検討される事業者様へ

第1回及び第2回の研修受講者に対し、研修終了時に、「参入を検討している事業所(一覧)」及び事業所の資料(リーフレット等)を配布する予定です。

資料等の配布を希望される事業者様は、アンケートにその旨をご記入ください。

カリキュラム(12時間)

①コミュニケーション技術・援助のマナー	③高齢者の健康・からだ	⑤認知症の理解
②自立に向けた支援・生活と家事	④安全の確保・緊急対応 個人情報取り扱い	⑥グループ演習

24

介護予防生活支援サービスの想定利用者数について①

サービス	利用人数
介護予防訪問介護	1,315人
介護予防通所介護	1,524人
(うち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護を共に利用している人)	350人

(船橋市被保険者のうち、平成27年7月の実利用人数より集計。)



介護予防訪問介護または介護予防通所介護の利用者 : **2,489人**

25

介護予防生活支援サービスの想定利用者数について②

- 船橋市が平成26年7月に行った調査によると、要支援者に対する介護予防訪問介護のうち、生活援助は、全体の55.6%であった。このうち、身体介護との組み合わせで提供されたものを除くと、全体の約1/3(32.5%)であった。
- このなかで、ケアマネジメントにより必ずしもヘルパー有資格者によるサービスである必要がないとされたものが、介護予防生活支援サービスで提供され得るものであるといえる。

サービスの内容	時間	割合
身体介護	5,425	44.4%
自立支援のための見守りの援助 (共に行う掃除・調理、洗濯、買物、見守り、意欲の引出し等)	4,900	40.1%
その他の身体介護(入浴介助・通院外出介助等)	525	4.3%
生活援助	6,795	55.6%
身体介護と組み合わせで提供	2,824	23.1%
生活援助単独で提供	3,971	32.5%
合計	12,220	100%

船橋市内の介護予防訪問介護利用者数は、約1300人。(前頁参照)
このうち、1/3にあたる約400人のサービスが、サービスAとしても提供できる可能性のあるサービスである。

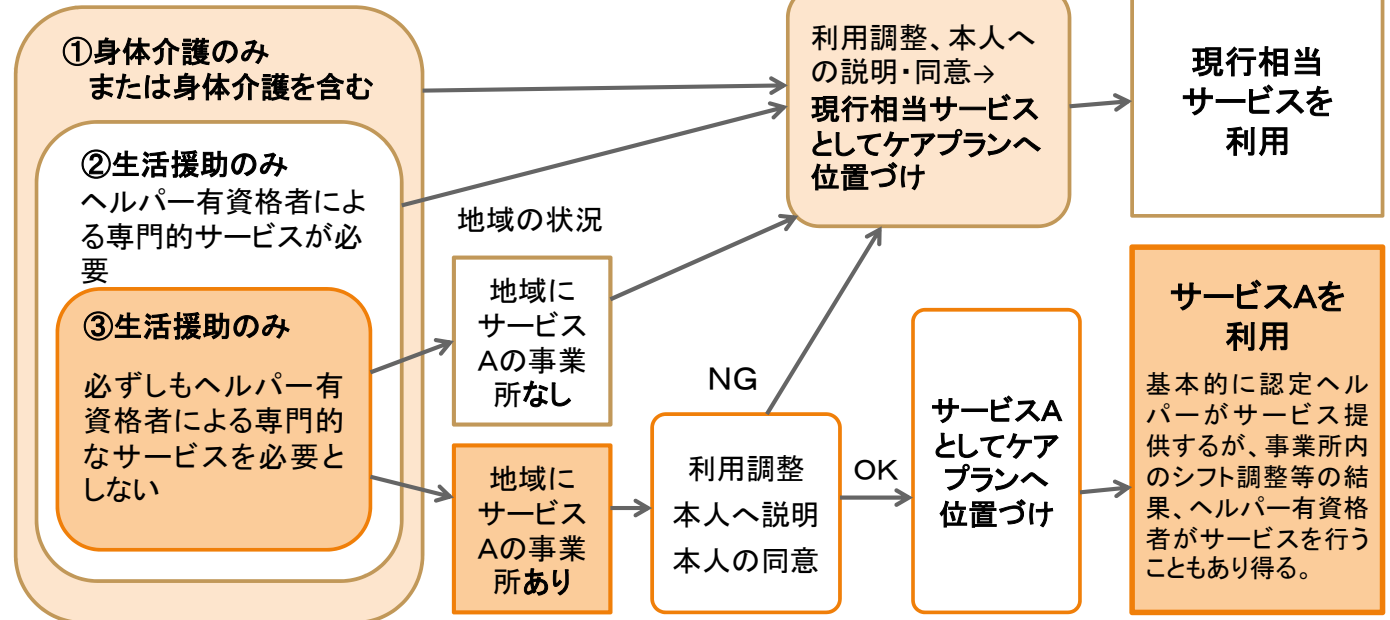
「介護予防訪問介護事業実施状況調査」船橋市介護保険課が実施／対象期間：平成26年6月1～30日までの任意の1週間／対象事業所：船橋市訪問介護事業者連絡会役員事業所14事業所／有効回答数：138件(11事業所における要支援者138人に対するサービス)

26

介護予防生活支援サービスの対象者の考え方について

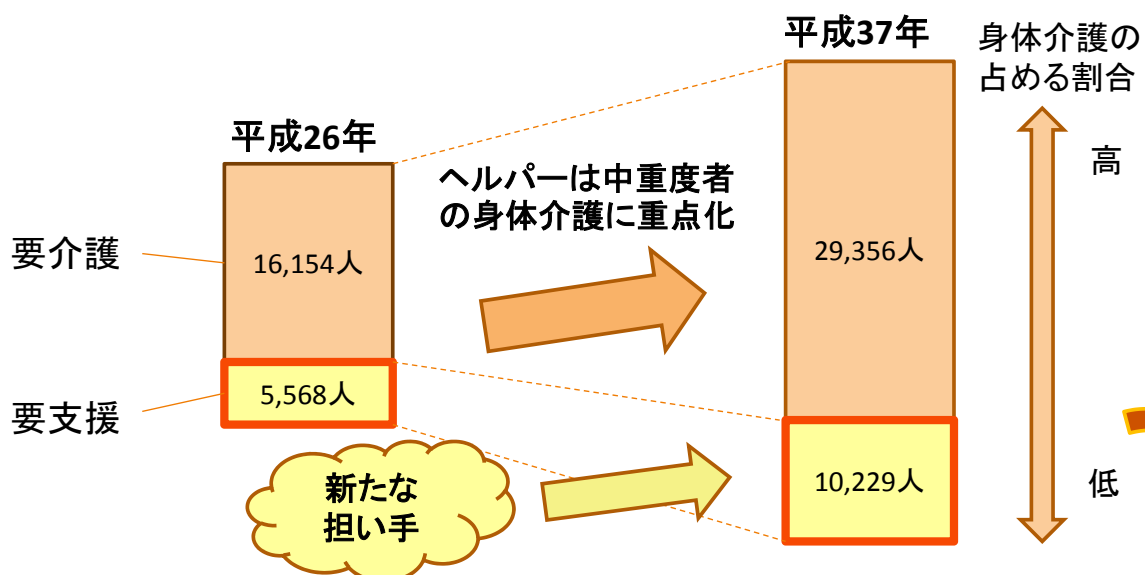
- 必ずしもヘルパー有資格者によるサービスを必要としないとされ、かつ地域に介護予防生活支援サービスの事業所があるとき、利用調整・本人同意を経て、介護予防生活支援サービス（サービスA）としてのサービス提供となる。

アセスメントの結果、
本人に必要とされたサービス



27

介護予防生活支援サービスによる担い手の拡大



	平成26年	平成37年(推計)
要介護者	16,154人	29,356人
要支援者	5,568人	10,229人
合計	21,722人	39,585人

(将来人口推計及び年齢区分別要介護等認定率をもとに市が推計)

訪問介護事業者にとって

メリットとなり得ること

- 採用の拡大
- 採用後のヘルパー育成
- ヘルパー有資格者のサービス単価上昇等

28

通所型サービスの基準①【介護予防通所型サービス・介護予防運動機能向上デイサービス】

名称	介護予防通所型サービス	介護予防運動機能向上デイサービス
類型	現行相当サービス	通所型サービスA
サービス内容	入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援、及び機能訓練（介護予防通所介護と同じ）	機能訓練指導員による運動器機能訓練を含んだ短時間型の通所サービス
人員	・管理者 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上（提供日ごと） ・看護職員 専従1以上（提供日ごと・10人以下は不要） ・介護職員 ～15人専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上（生活相談員または介護職員の1人以上は常勤） ・機能訓練指導員 1以上	・管理者 専従1以上 ・従事者 ～15人専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 ・機能訓練指導員 1以上
設備	・食堂及び機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）及び利用者が静養するために必要な場所（注） ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成・重要事項等の説明、同意・提供拒否の禁止・従事者の清潔の保持、健康状態の管理・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供 等（現行の基準と同様）	
サービス時間	（3時間以上）	2時間以上

（注）平成28年8月1日追加記載

29

通所型サービスの基準②【介護予防ミニデイサービス】

名称	介護予防通所型サービス（再掲）	介護予防ミニデイサービス
類型	現行相当サービス	通所型サービスA
サービス内容	入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援、及び機能訓練（介護予防通所介護と同じ）	体操やレクリエーション等による介護予防のための通所型サービス
人員	・管理者 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上（提供日ごと） ・看護職員 専従1以上（提供日ごと・10人以下は不要） ・介護職員 ～15人専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上（生活相談員または介護職員の1人以上は常勤） ・機能訓練指導員 1以上	・管理者 専従1以上 ・従事者 ～15人専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.1以上
設備	・食堂及び機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品	・サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）及び利用者が静養するために必要な場所（注） ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品
運営	・個別サービス計画の作成・重要事項等の説明、同意・提供拒否の禁止・従事者の清潔の保持、健康状態の管理・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供 等（現行の基準と同様）	
サービス時間	（3時間以上）	3時間以上

（注）平成28年8月1日追加記載

30

通所型サービスの単価① 【介護予防通所型サービス・介護予防運動機能向上デイサービス】

名称	介護予防通所型サービス	介護予防運動機能向上デイサービス
類型	現行相当サービス	通所型サービスA
算定単位	1月あたり	1回あたり
単価	事業対象者(週1回程度の利用) 及び要支援1の者 1, 647単位/月 事業対象者(週2回程度の利用) 及び要支援2の者 3, 377単位/月 (サービスAと併用するとき、下記1回あたり単価を算定可能とする) 事業対象者・要支援1 378単位(～4回/月) 事業対象者・要支援2 389単位(5～8回/月)	【事業対象者(週1回程度利用)及び要支援1の者】 302単位/回(1月に4回までの利用) 1, 510単位/月(1月に5回以上の利用) 【事業対象者(週2回程度利用)及び要支援2の者】 311単位/回(1月に8回までの利用) 2, 799単位/月(1月に9回以上の利用)
加算	運動器機能向上加算 225単位、栄養改善加算、口腔機能向上加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ、介護職員処遇改善加算～4.0%等	運動器機能向上加算 225単位、サービス提供体制強化加算Ⅱ 24～48単位 介護職員処遇改善加算～4.0% (要件、加算率は現行と同じ。)
1単位あたりの単価	10.54円	
サービスコード	A5(みなし事業所)、A6	A6

31

通所型サービスの単価② 【介護予防ミニデイサービス】

名称	介護予防通所型サービス(再掲)	介護予防ミニデイサービス
類型	現行相当サービス	通所型サービスA
算定単位	1月あたり	1回あたり
単価	事業対象者(週1回程度の利用) 及び要支援1の者 1, 647単位/月 事業対象者(週2回程度の利用) 及び要支援2の者 3, 377単位/月 (サービスAと併用するとき、下記1回あたり単価を算定可能とする) 事業対象者・要支援1 378単位(～4回/月) 事業対象者・要支援2 389単位(5～8回/月)	【事業対象者(週1回程度利用)及び要支援1の者】 284単位/回(1月に4回までの利用) 1, 420単位/月(1月に5回以上の利用) 【事業対象者(週2回程度利用)及び要支援2の者】 292単位/回(1月に8回までの利用) 2, 628単位/月(1月に9回以上の利用)
加算	運動器機能向上加算 225単位、栄養改善加算、口腔機能向上加算、事業所評価加算、サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ、介護職員処遇改善加算～4.0%等	介護職員処遇改善加算～4.0% (要件、加算率は現行と同じ。)
1単位あたりの単価	10.54円	
サービスコード	A5(みなし事業所)、A6	A6

32

通所型サービスの基準・単価

- 介護予防通所型サービス(現行相当サービス)は、現行の介護予防通所介護と同じ基準及び単価。
- 介護予防通所介護の人員及び設備基準を緩和した短時間型のサービス「介護予防運動機能向上デイサービス」及び人員、設備及び運営基準を緩和した「介護予防ミニデイサービス」を船橋市独自に創設。
- 通所介護、介護予防通所介護及び介護予防通所型サービスの管理者、介護職員及び機能訓練指導員は、それぞれ介護予防運動機能向上デイサービスの管理者、介護職員及び機能訓練指導員と、業務に支障のない範囲で兼務可能とする。(一体的に実施している場合に限る)
- 通所介護、介護予防通所介護及び介護予防通所型サービスの管理者、介護職員は、それぞれ介護予防ミニデイサービスの管理者及び介護職員と、業務に支障のない範囲で兼務可能とする。(一体的に実施している場合に限る)
- 3サービスともに、送迎をサービスに含む。(送迎しなかった場合の減算は設けない。)
- 同一建物減算は設ける。考え方は介護予防通所介護の同減算の取扱いに準ずる。

33

通所型サービスAの実施方法について

- 「介護予防運動機能向上デイサービス」「介護予防ミニデイサービス」とともに、参入を指定通所介護事業所に限定しない。
- 通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所型サービスとの一体的な実施ができるものとする。
- 実施例
 - － 通所介護事業とは独立に、単独で実施
 - － 週休日に実施
 - － ある曜日の午前／午後に限って実施
 - － 指定通所介護、介護予防通所介護、又は介護予防通所型サービスと同時に、それぞれプログラム等を区分して実施。 等

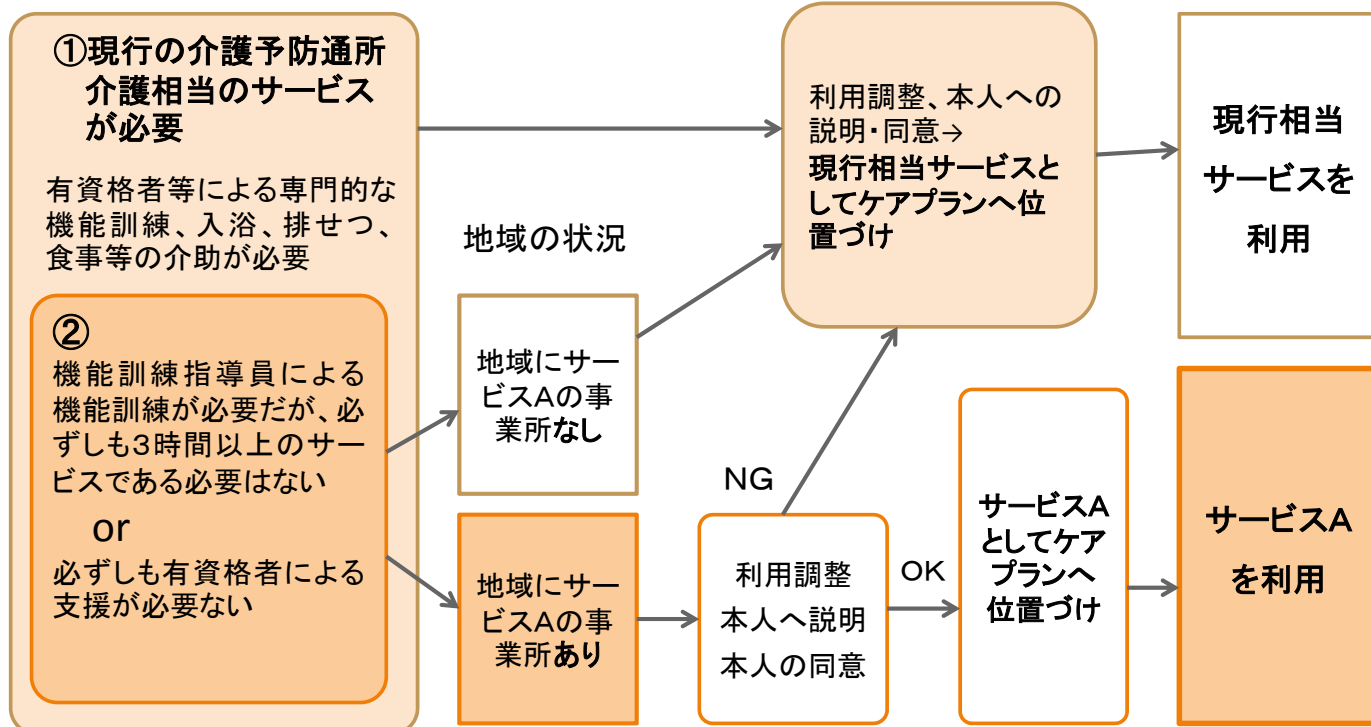
34

通所型サービスAの対象者の考え方について

アセスメントの結果、
本人に必要とされたサービス

ケアプラン

利用サービス



35

現行相当とサービスAの組み合わせ利用について

- 訪問型、通所型サービスそれぞれについて、現行相当サービスとサービスAの併用を可とする。ただし、その場合、その合算額（加算部分を除く）が下記の単位数を超えないようにする。

	訪問型サービス (現行相当とAの合算)	通所型サービス (現行相当とAの合算)
要支援1	2, 335単位／月	1, 647単位／月
要支援2・事業対象者	3, 704単位／月	3, 377単位／月

36

支給限度額・利用者負担割合について

- 総合事業のサービス分と、予防給付のサービス分を合わせて給付管理が行われる。支給限度額は、下記の通りとする。

	支給限度額	(注)
要支援1	5,003単位／月	(現行と同じ)
要支援2	10,473単位／月	(現行と同じ)
事業対象者	5,003単位／月	要支援1の限度額を原則とするが、利用者の状況から特に要支援1の限度額を超える量のサービスが必要とされた場合には、要支援2の限度額までの範囲で利用を可とする。 (地域包括支援センターにて適切に判断すること。)

- 利用者負担割合は、給付と同じとする。
1割負担、または2割負担(一定以上所得者)
- 現行相当サービス、サービスAともに、船橋市利用者負担助成制度(1割負担のうちの4割を助成)の対象とする。

37

日割り請求の適用について

- 予防給付からの変更点
 - ①介護予防訪問介護・介護予防通所介護
→月途中開始、終了の場合でも、月額包括報酬を算定
 - ②介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス【総合事業の現行相当サービス】
→月途中開始、終了の場合、契約日、契約解除日を起算日として日割りで算定
(サービスAと併用するため、1回あたり単価で算定している場合を除く。)
 - ③総合事業のサービスA
→本市の場合、1回あたりで単価を定めているので、日割りのコードを使用することはない。
- (「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」平成27年3月31日厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」 I 資料9 参照)

38

アンケートの結果について①

- 平成27年9月14日・15日に開催した「第2回・介護予防・日常生活支援総合事業説明会」において、参加事業者を対象にアンケートを実施。

(1) 基準緩和型サービスの単価について

緩和した基準の案(「介護予防生活支援サービス」及び「介護予防運動機能向上デイサービス」の基準に近い案)を示し、予防給付の単価水準と比較してどの程度の単価が適切と考えるか、きいたもの。

【訪問型】

	回答数	70%	75%	80%	85%	90%	わからない	その他	無回答
訪問介護事業者	20	0%	0%	10%	0%	65%	15%	10%	0%
全体	109	4%	2%	7%	4%	40%	29%	6%	8%

【通所型】

	回答数	60%	65%	70%	75%	80%	わからない	その他	無回答
通所介護事業者	32	0%	3%	3%	3%	66%	19%	3%	3%
全体	109	3%	2%	6%	4%	47%	25%	4%	11%

39

アンケートの結果について②

(2) サービス単価の算定方法について

総合事業のサービスについては、現行の予防給付のような月額定額報酬だけではなく、1回あたりの単価を設定できるとされているが、算定方法のあり方について、どのようなものが適切か、きいたもの。

選択肢: ①予防給付同様に月額包括単価 ②1回あたり単価 ③月額を基本とするが、開始・終了月は1回あたり ④どちらも選択可能 ⑤わからない ⑥その他

【訪問型】

	回答数	① 包括 報酬	② 1回 単価	③ 基本包括 月途中 1回単価	④ 選択式	⑤ わから ない	⑥ その他	⑦ 無回答
訪問介護事業者	20	30%	35%	25%	10%	0%	0%	0%
全体	109	20%	36%	16%	15%	6%	1%	6%

【通所型】

	回答数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
通所介護事業者	32	41%	19%	13%	16%	9%	0%	3%
全体	109	23%	32%	13%	13%	11%	1%	7%

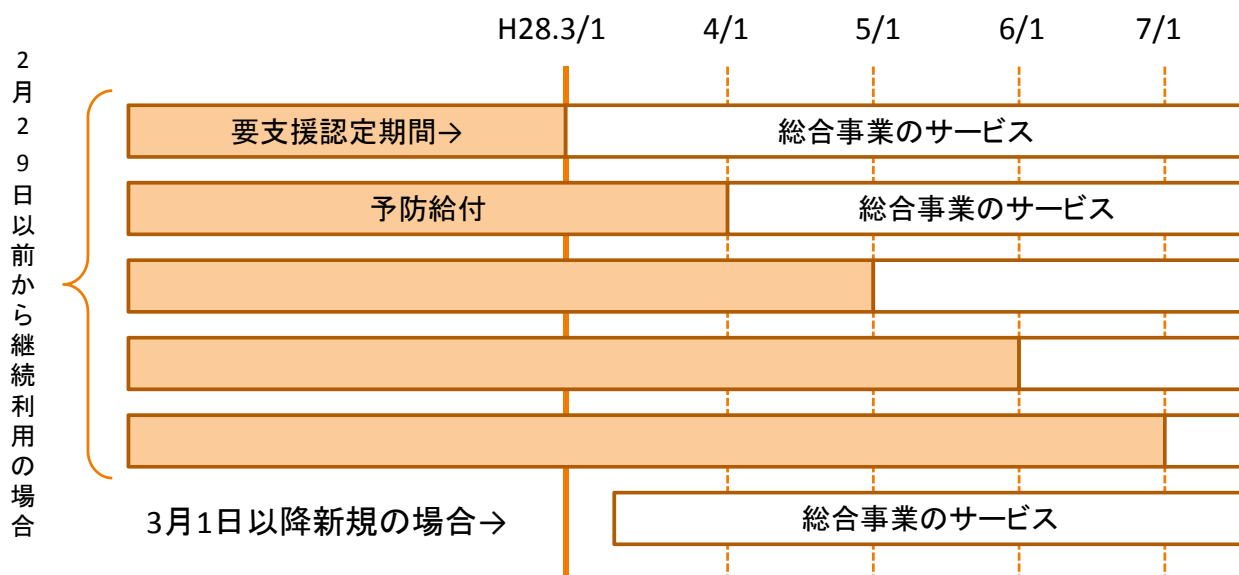
40

3. 必要となる事務等について

41

円滑な移行について

総合事業開始日の前日(＝平成28年2月29日)において要支援認定を受けている利用者については、認定期間満了日まで予防給付のサービスを利用することが可能。要支援認定の有効期間は最長1年なので、総合事業開始から1年で全ての要支援者が総合事業に移行する。



42

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること①

作成・変更等が必要なもの

運営規程、契約書、重要事項説明書、料金表 等

- 運営規程については、事業者が当該事業を開始する時期(みなし指定事業所については、平成28年3月1日)までに作成・変更してください。
- 契約書、重要事項説明書、料金表等、利用者個人と取り交わすものについては、当該利用者が総合事業のサービスを開始するときに合わせて作成・変更してください。
- 総合事業は市町村ごとに実施するため、他市の被保険者にサービスを提供する場合は、当該他市の状況を確認してください。
- 市によってサービス名称やサービス内容、サービス単価が異なる場合があるので、運営規程等を作成する際は注意が必要となります。

43

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること②～運営規程

● 運営規程

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業を実施する場合、運営規程の作成が必要です。
なお、既存の訪問介護又は通所介護の運営規程を変更した場合は、指導監査課への変更届が必要です。

【 運営規程に記載する場合のサービス名称の例 】

- | | | |
|----------------------|---|-------------------------------|
| ・「介護保険法に規定する第一号訪問事業」 | } | このサービス名称には、基準を緩和したサービスも含まれます。 |
| ・「介護保険法に規定する第一号通所事業」 | | |
| ・「介護予防訪問型サービス」 | } | 介護予防訪問(通所)介護に相当するサービス |
| ・「介護予防通所型サービス」 | | |
| ・「介護予防生活支援サービス」 | } | 基準を緩和したサービス |
| ・「介護予防運動機能向上デイサービス」 | | |
| ・「介護予防ミニデイサービス」 | | |
- これらは、船橋市独自のサービス名称です。

44

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること③～契約書等

- 契約書および重要事項説明書

新たに作成し取り交わす方法のほか、変更点等を記載した書類を作成して、双方で確認(押印等)する方法も考えられます。

サービス名称の例・・・運営規程(前頁)を参照

- 料金表

契約書や重要事項説明書に記載のある料金表のほか、事業所内に掲示している料金表がある場合など、料金表の変更等が必要となります。

45

総合事業のサービスを提供するにあたり必要となること④～定款等

- 定款

介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業を実施する場合、定款に事業名の追加等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。なお、今回定款に総合事業に関する事業名の追加等をした場合の介護保険法に基づく変更届は不要です。

- その他

例えば個人情報に関する同意書などにサービス名称がある場合など、新たに作成等が必要になる場合があります。

46

みなし指定について①

- 平成27年3月31日において「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の指定を受けていた事業者について、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間、総合事業の「みなし指定」を行った。（希望しない旨の申出があった事業所を除く。）

→移行時に、総合事業の指定申請をしなくても、現行予防給付相当の訪問型／通所型サービス（みなしサービス）が提供可能。（みなし指定は全国で有効となるので、他市被保険者に対しても現行相当サービスが提供可能。）

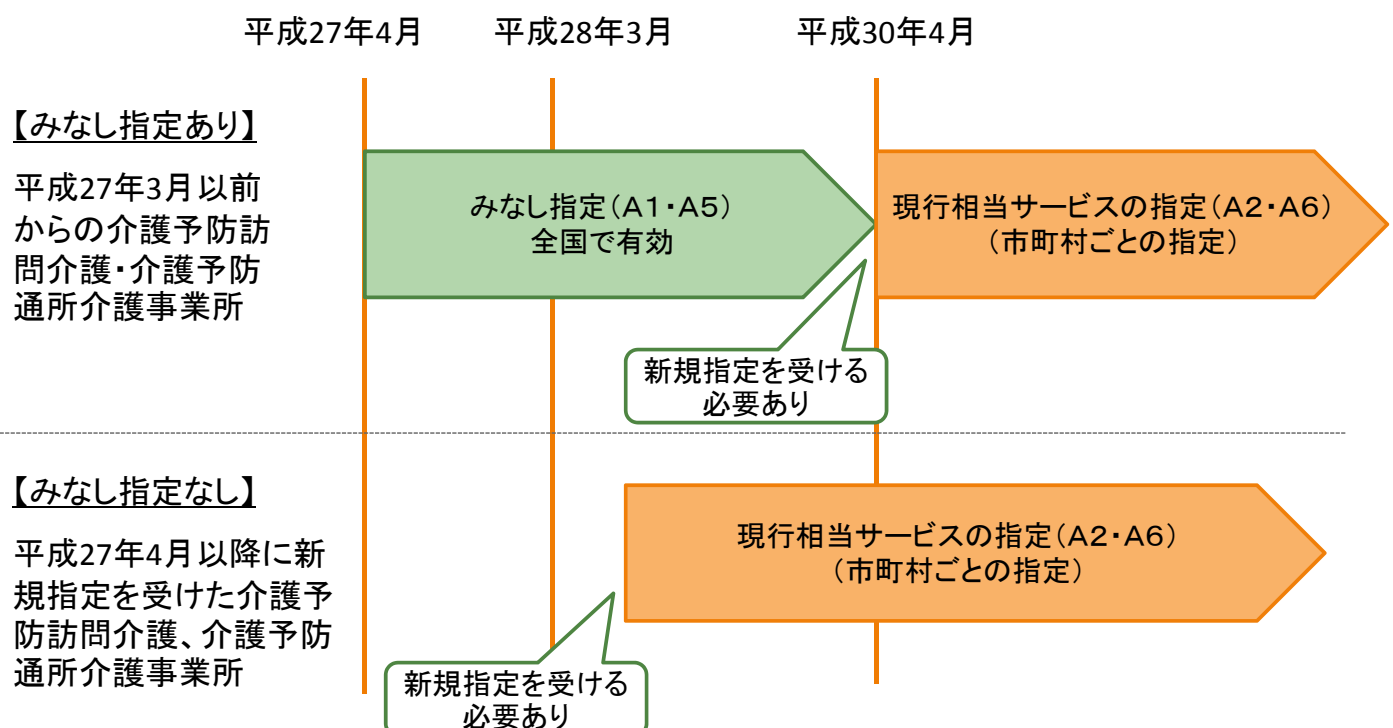
→サービスコードは、A1・A5（全国共通）。

- 平成27年4月1日以降に新規に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、総合事業の現行相当サービスを提供するためには、新規に指定申請を行う必要あり。

→サービスコードは、A2・A6（コード表は、船橋市が作成）。

47

みなし指定について②



48

総合事業の指定申請について①

(1) 現行相当サービス（介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス）

- 指定申請不要

- みなし指定を受けている事業所

- （平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていた事業所。平成27年4月1日付で指定通知を送付済み。）

- 指定申請が必要

- みなし指定を受けていない事業所

- （平成27年4月1日から指定を受けた事業所又はみなし指定を辞退した事業所）

(2) 緩和した基準によるサービス

（介護予防生活支援サービス・介護予防運動機能向上デイサービス・介護予防ミニデイサービス）

- 指定申請が必要

- 実施を希望する全ての事業所

49

総合事業の指定申請について②～申請受付期間

- 毎月1日～15日（15日が閉庁日の場合は前倒しになります。）に申請を受け付け、翌月1日の指定となります。

(1) 介護予防訪問型サービス・介護予防通所型サービス（現行相当サービス）

平成28年3月1日から事業を開始する場合

受付期間 → 平成28年2月1日（月）～平成28年2月15日（月）

(2) 介護予防生活支援サービス（緩和した基準によるサービス）

平成28年4月1日から事業を開始する場合

受付期間 → 平成28年3月1日（火）～平成28年3月15日（火）

(3) 介護予防運動機能向上デイサービス・介護予防ミニデイサービス（緩和した基準によるサービス）

平成28年7月1日から事業を始める場合

受付期間 → 平成28年6月1日（水）～平成28年6月15日（水）

50

総合事業の指定申請について③～申請書類

総合事業の指定申請に係る添付書類一覧

1	指定申請書(第1号様式) 1サービスにつき、1枚必要です。
2	付表(事業ごとに異なります)
3	定款、寄付行為
4	履歴(現在)事項全部証明書
5	運営規程(指定基準要綱に定められた事項等)
6	誓約書
7	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
8	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
9	加算算定に必要な添付書類(加算を取得する場合のみ提出)
10	生活保護法による介護機関の指定を不要とする旨の申出書 (生活保護指定を受ける場合は提出不要)
11	老人居宅生活支援事業開始届 (指定申請書受理後、通常の実施地域が船橋市内のみの場合は船橋市に、市外を含む場合は千葉県に提出)

※ 追加で資料の提出を求める場合があります。

51

総合事業の指定申請について④ ～様式等

申請書類の様式は、船橋市ホームページに掲載します。(1月末予定)

- 船橋市ホームページ

ホーム > 事業者向け > 高齢者・介護保険・障害福祉・子育て支援 > 居宅サービス事業者の指定・届出 > 介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業の指定申請及び届出について

- URL:

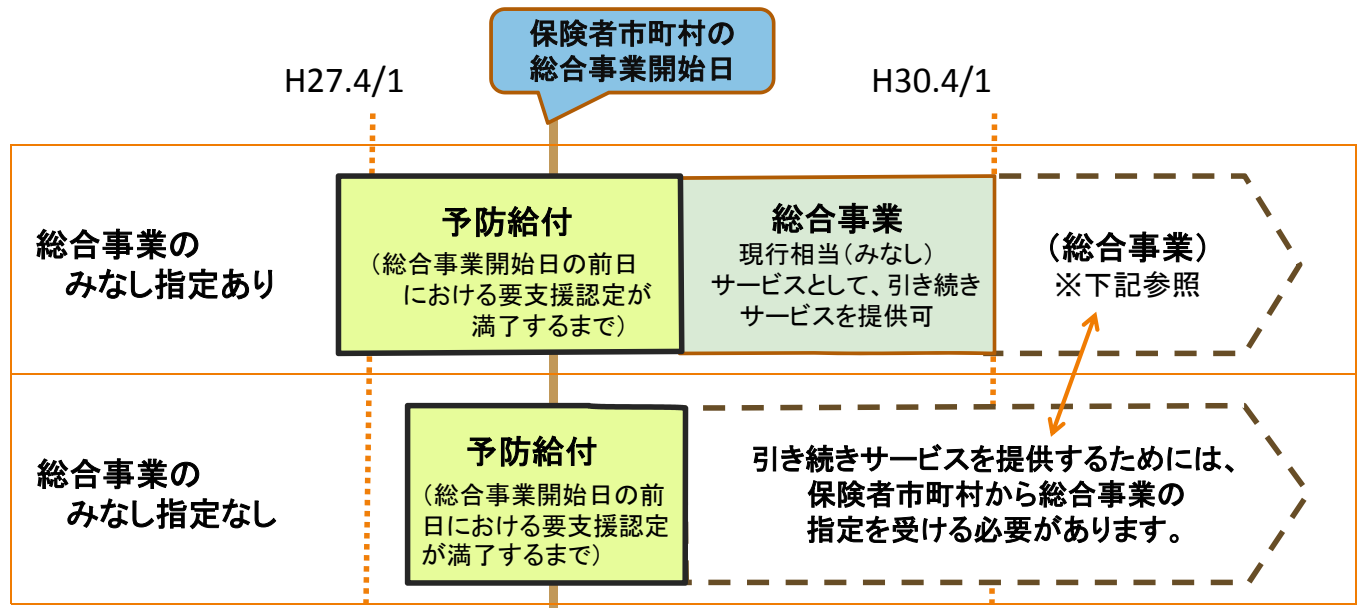
<http://www.city.funabashi.chiba.jp/jigyoku/koureisha/0006/p041291.html>

52

他市の被保険者に対するサービス提供について～継続

基本的考え方：事業所が所在する市町村と、利用者の保険者市町村が異なる場合には、当該利用者の保険者市町村の移行状況に応じたサービス区分となります。》

(1) 保険者市町村の総合事業開始日よりサービスを提供する場合



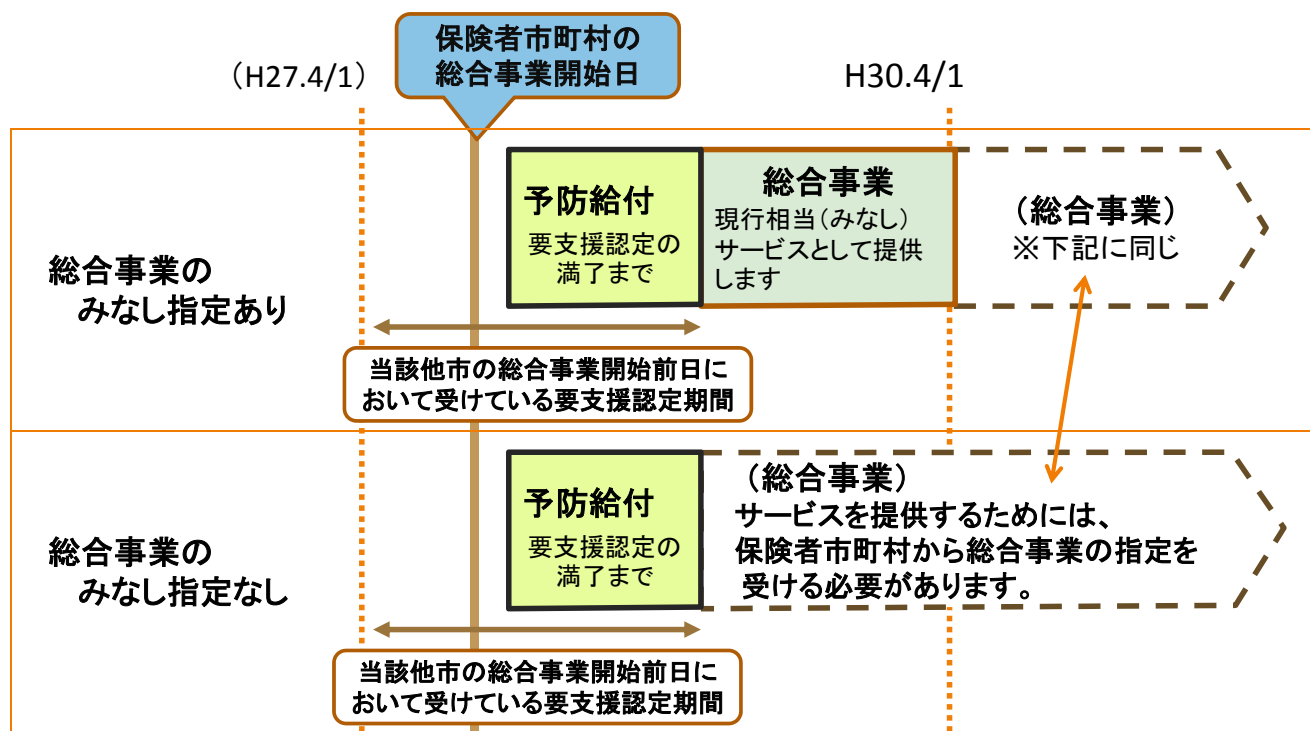
(注)これらは原則です。市町村によっては、総合事業開始日に一斉に移行するなど、移行の方法が異なる場合があります。確認が必要です。また、他市事業所に対する総合事業の指定については、各市町村において取扱いが異なりますので、併せて確認が必要です。

53

他市の被保険者に対するサービス提供について～新規①

(2) 保険者市町村が総合事業を開始して以降、新規に利用者を受け入れる場合

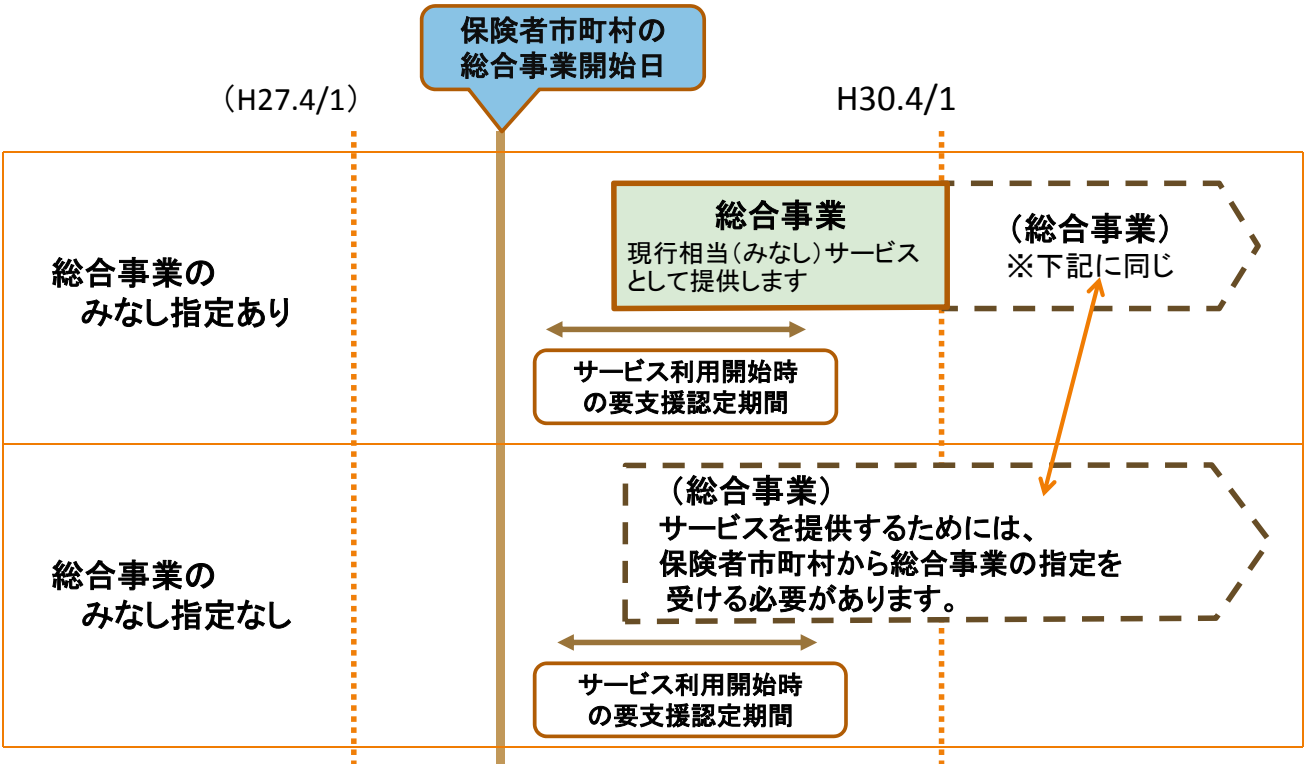
① サービス開始時の要支援認定期間の始期が、保険者市町村の総合事業開始日より前の場合



54

他市の被保険者に対するサービス提供について～新規②

②サービス開始時の要支援認定期間の始期が、保険者市町村の総合事業開始日より後の場合
(または、「事業対象者」に対してサービスを提供する場合)



サービスコード表について

- 総合事業のサービスコード表及び単位数マスタを、2月中に船橋市ホームページにて公開します。

(サービスコード表イメージ)

1 介護予防訪問型サービス(みなし) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービス(みなし)Ⅰ	訪問型サービス費(みなし)Ⅰ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,168	1月につき
A1	1113	訪問型サービス(みなし)Ⅰ・初任		1,168 単位	818	
A1	1114	訪問型サービス(みなし)Ⅰ・同一			1,051	
A1	1115	訪問型サービス(みなし)Ⅰ・初任・同一			736	
A1	2111	訪問型サービス(みなし)Ⅰ日割			38	
A1	2113	訪問型サービス(みなし)Ⅰ日割・初任	訪問型サービス費(みなし)Ⅱ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,335	1月につき
A1	2114	訪問型サービス(みなし)Ⅰ日割・同一		2,335 単位	1,635	
A1	2115	訪問型サービス(みなし)Ⅰ日割・初任・同一			2,102	
A1	1211	訪問型サービス(みなし)Ⅱ			1,472	
A1	1213	訪問型サービス(みなし)Ⅱ・初任			77	
A1	1214	訪問型サービス(みなし)Ⅱ・同一	訪問型サービス費(みなし)Ⅲ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	3,704	1月につき
A1	1215	訪問型サービス(みなし)Ⅱ・初任・同一		3,704 単位	2,593	
A1	2211	訪問型サービス(みなし)Ⅱ日割			3,334	
A1	2213	訪問型サービス(みなし)Ⅱ日割・初任			2,334	
A1	2214	訪問型サービス(みなし)Ⅱ日割・同一			122	
A1	2215	訪問型サービス(みなし)Ⅱ日割・初任・同一	訪問型サービス費(みなし)Ⅳ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	85	1日につき
A1	1321	訪問型サービス(みなし)Ⅲ		122 単位	110	
A1	1323	訪問型サービス(みなし)Ⅲ・初任			77	
A1	1324	訪問型サービス(みなし)Ⅲ・同一				
A1	1325	訪問型サービス(みなし)Ⅲ日割				
A1	2321	訪問型サービス(みなし)Ⅲ日割	訪問型サービス費(みなし)Ⅴ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき
A1	2323	訪問型サービス(みなし)Ⅲ日割・初任			85	
A1	2324	訪問型サービス(みなし)Ⅲ日割・同一			110	
A1	2325	訪問型サービス(みなし)Ⅲ日割・初任・同一			77	
A1	2326	訪問型サービス(みなし)Ⅲ日割・初任・同一				

- ご利用の請求ソフトに対し、マスタの取り込み・設定等が必要と思われるので、ソフト会社へ手順等の確認をお願いします。
- 参考資料:「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)」(平成27年3月31日厚生労働省事務連絡)
URL:http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryou/kaigohoken/systemKanren/systemKanren001/20150331_01.html

今後のスケジュール

平成28年2月	・サービスコード表、サービスコードマスタ、関係要綱をホームページにて公開 ・現行相当サービスの新規指定申請受付開始
平成28年3月	・総合事業開始 ・窓口にて基本チェックリスト開始 ・介護予防生活支援サービス(訪問型サービスA)の指定申請受付開始
平成28年4月	・介護予防生活支援サービス(訪問型サービスA)事業開始
平成28年6月	・介護予防運動機能向上デイサービス・介護予防ミニデイサービス(通所型サービスA)指定申請受付開始
平成28年7月	・介護予防運動機能向上デイサービス・介護予防ミニデイサービス(通所型サービスA)事業開始

57

Q&A①

Q1. 平成28年2月29日に受けていた要支援認定の期間が満了していない利用者でも、総合事業の基準を緩和したサービス(サービスA)が利用できるか。

A1. 要支援認定期間の満了時にケアプランが見直され、基準を緩和したサービスの利用が検討されることを想定していますが、それ以前でも本人が希望した場合には、ケアプランを変更したうえで、基準を緩和したサービスの利用が可能です。(その場合、要支援認定の満了日までの間は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護との併用が可能です。)

Q2. 船橋市認定ヘルパー養成研修を修了し、既に雇用されている者でも、船橋市介護職員初任者研修費用助成事業補助金(上限10万円)を受けられることができるか。

A2. 可能です。積極的に補助金の制度を活用し、ステップアップして頂きたいと考えております。

Q3. 保険料の滞納等により給付制限(3割負担)を受けている利用者は、総合事業のサービスを利用する際にも同様に制限を受けるのか。

A3. 総合事業のサービスについては、給付制限を適用しない予定です。

Q4. 訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問型サービス及び介護予防生活支援サービスを一体的に実施する場合、サービス提供責任者の人数はどのように考えればよいか。

A4. 訪問介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問型サービス及び介護予防生活支援サービスの利用者数の合計に対して、原則として40人に1人以上の配置が必要です。

58

Q&A②

Q5. 船橋市認定ヘルパーを雇用する前に、介護予防生活支援サービスの指定申請はできるか。

A5. 可能です。

Q6. 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定は、更新が必要か。

A6. 平成30年3月31日よりも前に指定期間が満了する場合、更新をしないと、その後は予防給付としてサービスが提供できません。総合事業を開始していない市町村の被保険者に対してサービスを継続する場合等には、指定の更新が必要となりますので、注意してください。なお、平成30年3月31日までに全市町村において総合事業への移行が完了するため、平成30年4月以降は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護サービスは存在しないことになります。

Q7. 「通所介護」と、「介護予防通所型サービス」(現行相当サービス)及び「介護予防運動機能向上デイサービス」を一体的に行う場合、通所介護の個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練指導員は、「介護予防運動機能向上デイサービス」の機能訓練指導員と兼務可能か。

A7. 算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「個別機能訓練加算Ⅱ」については、「通所介護」の職員が通所介護と一体的に提供される「介護予防運動機能向上デイサービス」に従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護で満たしているものとして取り扱うこととします。(厚労省・総合事業Q&A 平成27年8月19日版・第6問9参照)

Q&A③

Q8. 総合事業対象者が要介護者になった場合、総合事業の利用契約を終了し、新たに訪問介護の利用契約を締結する必要があるか。また、その利用者が更に総合事業の対象者になった場合、訪問介護の契約を終了し、総合事業の利用契約書を再度、締結しなければならないか。

A8. 現在において、要支援者が要介護者になった場合、また、その後再度要支援になった場合と同じ手続きとなります。

Q9. 総合事業の基準を緩和したサービスにおいても、定員超過減算及び人員基準欠如減算は適用されるか。

A9. 適用されます。詳細については、平成28年2月中に船橋市ホームページに掲載するサービスコード一覧表をご確認ください。

Memo

Memo

問い合わせ先

- 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること

船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 介護保険課 資格給付係
電話 047-436-2304 FAX 047-436-3307
船橋市役所 本庁舎 3階

- 指定申請・変更届に関すること

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 指導監査課
指導監査第三係
電話 047-436-2782 FAX 047-436-2139
〒273-0011 船橋市湊町2-8-11 船橋市役所別館 2階

- 基本チェックリストに関すること

船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 包括支援課
電話 047-436-2882 FAX 047-436-2885
船橋市役所 本庁舎 3階

ご清聴ありがとうございました。